(準備研究)

若者の労働と安倍政権の雇用政策の検討

京谷栄二*

Eiji KYOTANI

研究実績の概要

2012年12月に実施された衆議院議員総選挙の結果 誕生した第二次安倍政権の下でわが国の雇用・労働 政策は大きな転機を迎えている。安倍総理は「成長 戦略で、明るい日本に!」「世界で一番企業が活躍し やすい国を目指します」を標語に、法的規制の緩和 を以前に増して強力に推進しようとしている。

安倍政権が進める雇用・労働改革の要点は以下で ある。

①解雇規制の緩和 ②時間外等の労働の割増賃金の対象外となる労働者の新たな設定(いわゆるホワイトカラー・エグゼンプション)③派遣労働の拡大④勤務地、職種などが限定された「多様な正社員」の創出 ⑤女性の活躍促進

本年はこのうち「解雇規制の緩和」について集中的に検討した。

解雇規制緩和の主張は、日本の解雇規制、とくに 正社員に対する規制は他の先進国と比べて厳格すぎ る「行き過ぎた雇用維持」であり、解雇権濫用法理 の4要件を緩和すべきであるという見解に収斂する。

それでは日本の濫用法理4要件は他の先進国と比較してほんとうに厳格すぎるのであろうか。日本の解雇制度の国際比較を行った池添弘邦「解雇法制―日本における議論と諸外国の法制―」(2002年3月)、野川忍ほか「諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」(2003年3月)によれば、ヨーロッパ諸国では日本と類似した解雇規制の要件が存在し、アメリカでは差別禁止諸法や全国労働関係法など制定法

上の規制があるほか、労働協約が被解雇者の異議申 し立てを保障している。

さらに現実においては日本の濫用法理4要件は十分に機能していない。水口洋介(2014年)によれば裁判所にもちこまれる解雇事案は都道府県労働局にもちこまれる相談件数5万件超にたいして、わずか3,500件、0.7%にすぎない。水口は、解雇権濫用法理は日本の社会に浸透しておらず、解雇規制が厳しすぎるという「解雇緩和論者の現状認識は社会的実態からかけ離れている」と結論する。

以上、「日本の解雇規制は厳しすぎるから緩和すべき」という議論にはそもそも根拠が存在しない。

次にこのような解雇規制緩和の主張を支える研究 者の見解を検討する。

解雇規制の緩和は政府の規制改革会議において議論されており、その議論の中心に位置するのは雇用ワーキング・グループの座長・鶴光太郎である。鶴は奥平寛子ほか(2008年)を取り上げ、労働者寄りの判決が多く出される解雇規制が厳格な都道府県では、「TFP[全要素生産性]が優位に減少することが明らかになった。また、解雇規制の強化により資本の深化が進む効果は確認されなかったものの、TFPの減少を通じて労働生産性も減少することが明らかにされた」と述べる。この論文では、以上を表す統計結果は示されているが、しかしなぜそうなるのかは説明されない。労働者を解雇しにくいと技術進歩や生産性の効率化への取り組みがなぜ鈍くなるのだろうか。解雇しやすいことがなぜ生産性を向上させ、解雇しにくいことがなぜそれらを鈍らせるのか、納

得のいく説明はなされない。したがって奥平ほかの 研究は、解雇規制は生産性向上の障害となるので規 制緩和すべきであるという鶴の主張の根拠としては 不十分である。

また鶴は格差問題に触れて「格差の問題への真摯な対応は雇用が保障され組織化されている正社員の既得権益にある程度メスを入れることにもつながる。」と述べる(鶴他2009年)。鶴はその根拠として、玄田有史の「置換効果」の主張を取り上げる。

玄田(2004年)は中高年雇用労働者の雇用および 賃金の保障が若年労働者の雇用創出を妨げていると 指摘し、「中高年雇用維持の代償として若年の雇用機 会が奪われる」ことを、雇用の「置換効果」と呼ぶ。 玄田によれば、「実際、実証分析の結果からも従業員 の中高年齢化が進んでいる大規模事業所ほど、新卒 求人を抑制する傾向がみられる。」(同上)

玄田らの認識は言い換えれば、「中高年労働者の過剰」である。それゆえに若年の雇用が制限されるのであり、その解決には中高年労働者の雇用保障の削減=解雇規制緩和が必要であるという政策提言につながる。しかし果たして中高年労働者は過剰なのだろうか。

1997年以降の就業構造基本調査によって、常用労

働者の年齢構成の推移をみると、常用労働者の比率が最も高いのは20歳代から30歳代であり、40歳代・50歳代の中高年の常用労働者が過剰であることは示されない。その推移に示されるのは若年層、とくに10歳代と20歳代前半における常用労働者比率の急速な低下である。この低下をもたらしたのは1990年代半ば以降、日本の企業が展開した雇用を多様化し柔軟化する経営戦略であり、そして自民党政府が労働者派遣法の改訂などにより企業が非正規雇用を活用しやすい環境を整備してきたことである。

したがって現在求められる雇用政策は、解雇規制 緩和により中高年の常用労働者を削減することでは なく、若年層に対する正規雇用の機会を創出し、良 好な雇用条件を保障することである。

研究発表

雑誌論文

1. 京谷栄二「安倍政権の雇用・労働改革―解雇規制 緩和をめぐって―」、長野大学紀要、第37巻第1号、 2015年7月、pp.1-10